

監 査 報 告 書

平成18年6月28日

国立大学法人神戸大学
学長 野 上 智 行 殿

国立大学法人神戸大学

監事 赤 塚 宏 一

監事 栞 田 圭 兒

私たち監事は国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人神戸大学の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第2期事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書をいう。）、事業報告書及び決算報告書について監査を実施いたしました。この監査の結果について以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、役員会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧致しました。さらに、学長並びに理事から業務運営の報告を聴取し、また各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに書面、証憑書類の査閲等によりこれを確かめるほか、事務局及び主要な部局等において財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。
- (6) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上